

市長交際費の公表に関する要綱

平成 13 年 6 月 27 日制定
平成 14 年 5 月 1 日一部改正
平成 16 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 5 月 1 日一部改正
平成 22 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
[総務部秘書課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長交際費の支出の内容を市民に公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(書面の作成)

第 2 条 市長は、次に掲げる事項を記載した書面（以下単に「書面」という。）を各年度につき月ごとに作成するものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出金額
- (3) 別表に掲げる支出区分及び支出内容（個人名及び市長の交際その他の事務に支障を及ぼすと認められる事項を除く。）

2 書面は、当月分を翌月の末日（その日が市の休日に当たるときは、その日の翌日以後の市の休日でない日）までに作成するものとする。

3 市長は、書面を当該支出負担行為をした日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(公表の方法)

第 3 条 交際費の公表は、郡山市のウェブサイトへ更新掲載するとともに書面を閲覧（写しの交付を含む。以下同じ。）に供することにより行うものとする。

(閲覧の請求権者)

第 4 条 個人又は法人その他の団体は、書面の閲覧を請求することができる。

(閲覧の場所)

第 5 条 書面の閲覧は、郡山市政策開発部広聴広報課市政情報センター（次条において「センター」という。）において行うものとする。

(遵守事項)

第 6 条 書面を閲覧する者は、当該書面を外部に持出し、又は損傷し、汚損し若しくは加筆の行為をしてはならない。

(閲覧の禁止等)

第 7 条 市長は、この要綱に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書面の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 6 月 27 日から施行し、平成 13 年 5 月 1 日以後の交際費の支出について適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日以後の交際費の支出について適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

市長交際費に係る支出区分

No	支出区分	説明
1	会費	市に關係する各種団体等が催す祝事、記念行事、総会、新年会等に対する会費
2	参加費	市行政の円滑な運営に有効な研修会及び人的交流をもつ会への参加費等
3	御祝	市に關係する各種団体等が催す祝事、記念行事、総会、新年会等に対するお祝い（上記1を除く。）
4	賛助	公益的な催し及び教育・福祉等の振興に寄与する催しに対する賛助
5	香料	市政功労者及びその親族の葬儀に対する香典・生花代等
6	激励金	海外派遣等に際しての激励金
7	見舞い	市政功労者の傷病・災害に対する見舞い
8	謝礼	市行政に協力いただいている方々等に対する儀礼的な謝礼（記念品・贈答品等）
9	懇談会費	海外来訪者の歓迎接待及び市行政の利益のために行われる体外的折衝に伴う懇談会費
10	その他	上記のほか、市行政の円滑な運営に効果があると認められる場合の支出